

# 豊根村耐震改修促進計画

平成 22 年 3 月

(平成 28 年 3 月一部改定)

(平成 31 年 3 月一部改定)

(令和 3 年 3 月一部改定)

(令和 4 年 3 月一部改定)

(令和 5 年 3 月一部改定)

豊 根 村



# 目 次

## 第1章 はじめに

- 1. 計画策定の背景 ..... 1
- 2. 計画の位置づけ ..... 2
- 3. 豊根村における地震被害の想定 ..... 3

## 第2章 計画の基本的事項

- 1. 対象となる区域、計画期間、対象建築物 ..... 5
- 2. 建築物の耐震化の現状と目標 ..... 9

## 第3章 耐震化促進の基本的な方策

- 1. 耐震化に向けた役割分担 ..... 16
- 2. 促進体制 ..... 17
- 3. 耐震化の普及・啓発 ..... 22
- 4. 重点的に耐震化を進める区域の設定 ..... 23
- 5. 関連する安全対策 ..... 23

## 第4章 住宅・建築物の耐震化促進

- 1. 村が所有する建築物の耐震化 ..... 25
- 2. 耐震化促進のための補助・助成 ..... 26
- 3. 耐震化のためのその他支援 ..... 28
- 4. 地域における耐震化の取り組みの促進 ..... 29

## 第5章 計画達成に向けて ..... 30



# 第1章 はじめに

## 1. 計画策定の背景

豊根村では、平成21年度に「豊根村耐震改修促進計画」を策定し、平成27年度までに耐震化率90%を目標に住宅及び建築物の耐震化の促進に取り組んでまいりました。

これまでの地震被害を振り返ると、阪神・淡路大震災（平成7年1月16日発生）では6,434人の尊い命が奪われましたが、このうち、地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。以降、住宅等の耐震化が重要な課題となり、全国的に耐震化等の取組みが進められてきました。また、東日本大震災（平成23年3月11日発生）の原因となった東北地方太平洋沖地震は、それ以前に予測していなかった複数のプレートによる連動地震でした。

愛知県は、東海・東南海・南海の3連動地震、さらには宮崎県沖の日向灘と南海トラフ沿いの海溝軸を震源域に加えた5連動地震の逼迫性が指摘されており、全国的にも特に大きな地震被害を受ける可能性が高い地域です。東日本大震災の経験から、震災後の仮設住宅や復興住宅の整備等、被災者支援には相当な時間を要するため、避難所や仮設住宅での生活が長期にわたる可能性があります。建物倒壊により長期間、ご自宅や職場を失うということは、生活基盤そのものが揺らぐことになります。そこで、被災後の安全・安心な生活を守るため、「公助」だけでなく被災前の「自助」として耐震化を促進する必要があります。

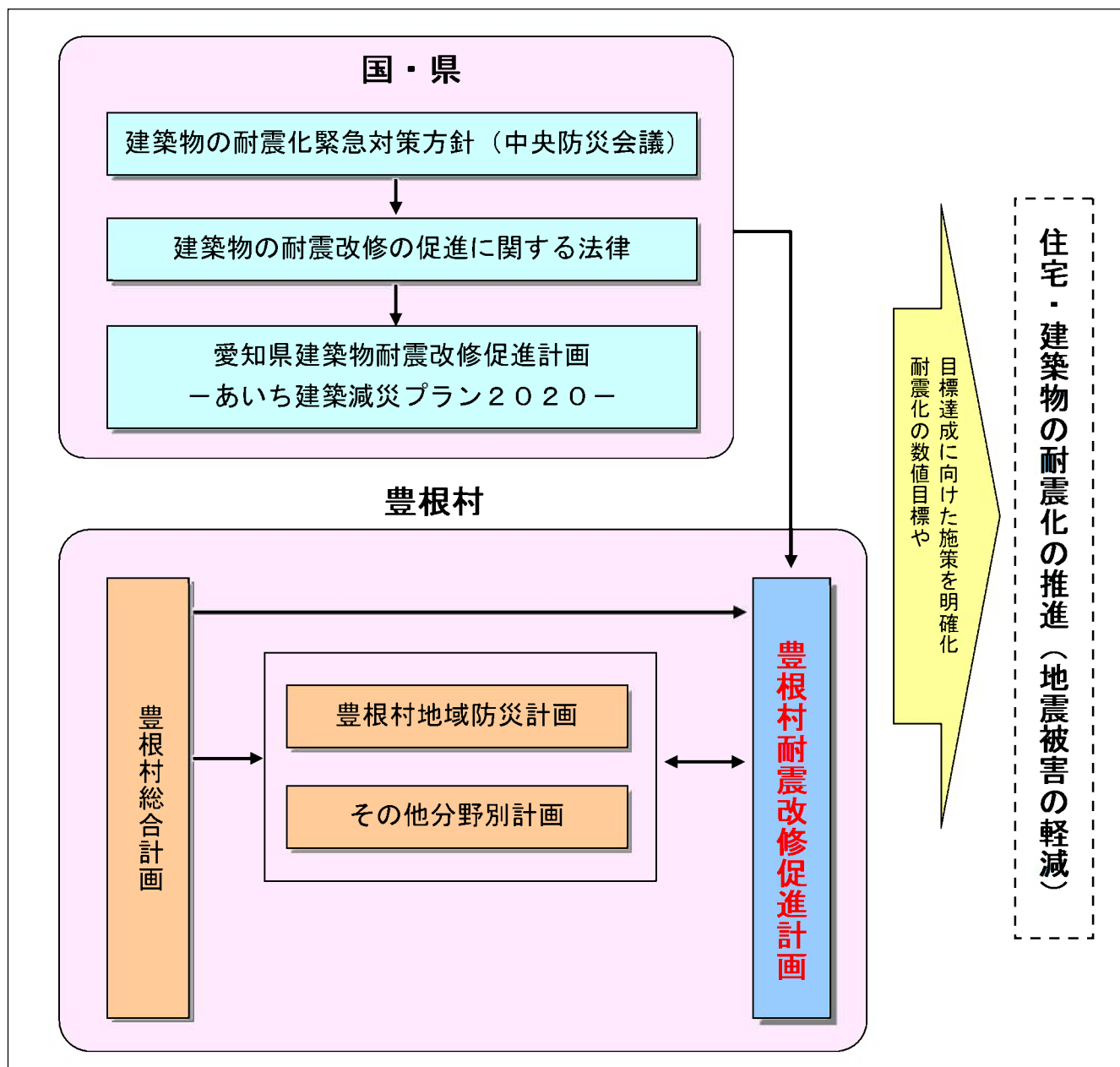
以上のことから、愛知県では新たな「愛知県建築物耐震改修促進計画」が策定され更なる耐震化を目指しています。

豊根村（以下、「本村」という。）においても、愛知県と協力しながら、民間木造住宅の無料耐震診断を行ってきました。しかし、大規模な地震はいつ発生するかわかりません。そのため、住宅や建築物の耐震化をこれまで以上の迅速さで促進し、村民の生命や財産を守るため、「愛知県建築物耐震改修促進計画」で定められた内容を踏まえ、具体的な耐震化の目標及び目標達成のために必要な施策を定める「豊根村耐震改修促進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「愛知県建築物耐震改修促進計画」・「豊根村総合計画」等を上位・関連計画としながら、「耐震改修促進法」に基づき、本村における住宅・建築物の耐震化を促進するための計画として策定するものです。

図 豊根村耐震改修促進計画の位置づけ



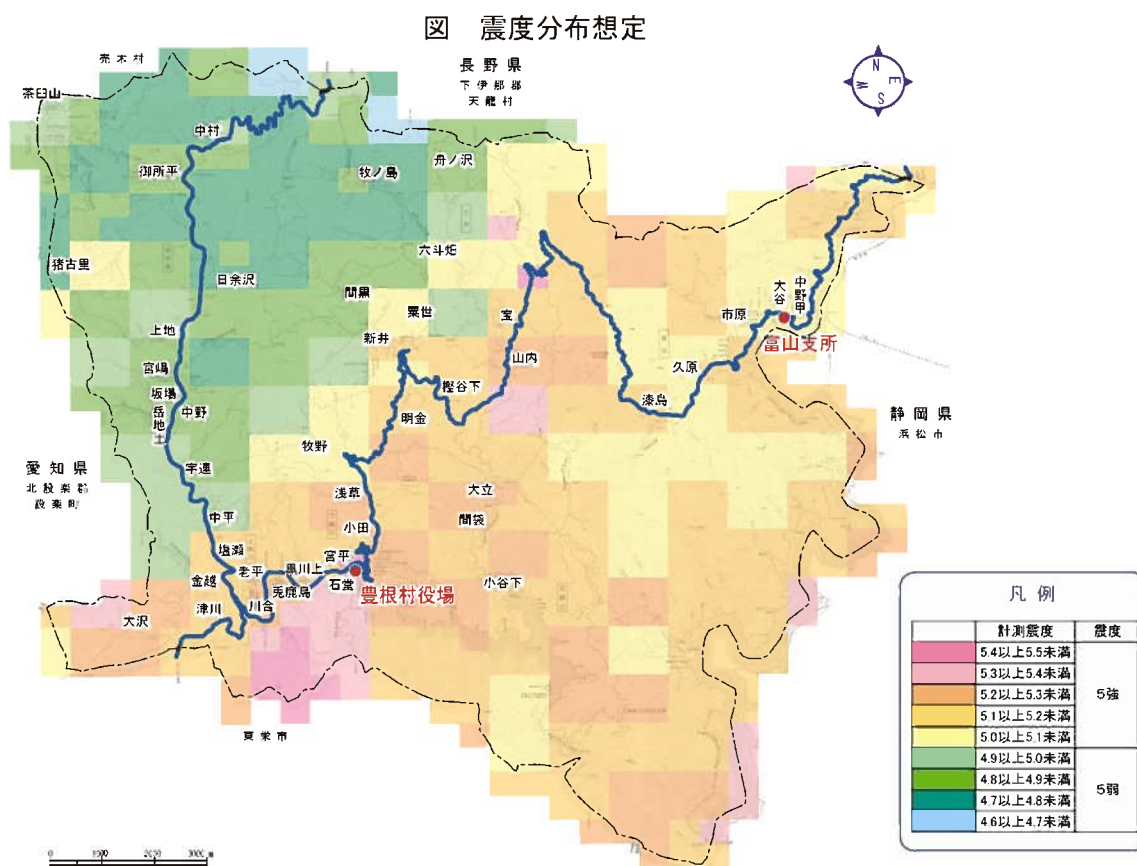
### 3. 豊根村における地震被害の想定

#### (1) 想定される地震分布

東海・東南海地震連動による地震規模や震度分布については、平成15年3月に、愛知県防災会議地震部会により発表されています。

これによると、地震の規模はマグニチュード8.27と想定されています。震度については、震源に近い知多半島、渥美半島、県東部及び濃尾平野など広い範囲で6弱以上（一部で震度7）になる、と想定されています。

本村に最も大きな地震動を想定される地震は東海地震で、東海地震が発生した場合の計測震度は村南東部で「震度5強（計測震度5.0以上）」と想定されます。



※出典：愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書（平成15年3月）

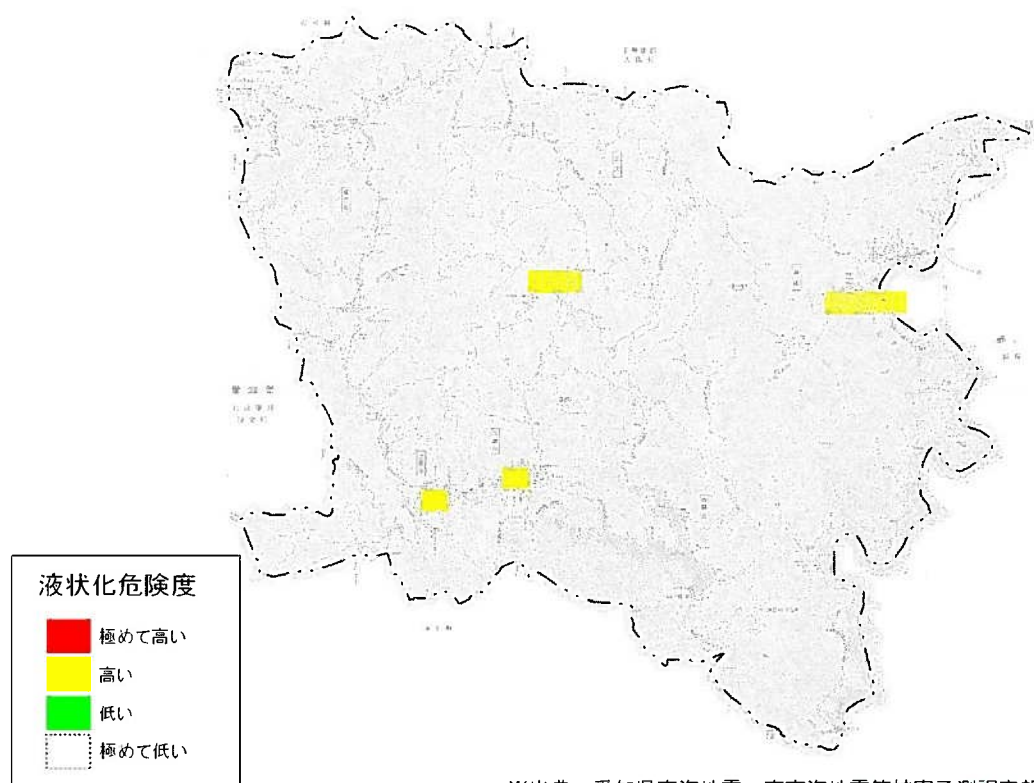
#### (2) 想定される液状化危険度

液状化危険度に関しては、平成15年3月に、愛知県防災会議地震部会により発表されています。

それによると、愛知県では、海部地域及び三河湾沿岸等が液状化の危険度が高いものと想定されています。

本村においては、次図のとおり、村域の大部分は「液状化の可能性が極めて低い」と想定されていますが、一部の地域では「液状化の可能性が高い」とされています。

図 液状化危険度想定



※出典：愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書（平成 15 年 3 月）

### （３）想定される被害状況

（１）（２）に基づく、本村の人的被害や建物被害の想定については、下表のとおりです。

これによると、東海・東南海地震連動の場合において、負傷者数約 10 人（死者数は若干名）、揺れ・液状化による建物被害は全半壊合わせて約 10 棟と想定され、大規模な被害が発生することが予想されています。

表 死傷者の想定（冬早朝 5 時）

| 地震名        | 死者数 | 負傷者数   |
|------------|-----|--------|
| 東海地震       | 若干名 | 約 10 人 |
| 東南海地震      | 0 人 | 0 人    |
| 東海・東南海地震連動 | 若干名 | 約 10 人 |

表 揺れと液状化による建物被害の想定

| 地震名        | 全壊  | 半壊     | 合計     |
|------------|-----|--------|--------|
| 東海地震       | 0 棟 | 若干     | 若干     |
| 東南海地震      | 0 棟 | 0      | 0 棟    |
| 東海・東南海地震連動 | 若干  | 約 10 棟 | 約 10 棟 |

※出典：愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書（平成 15 年 3 月）

## 第2章 計画の基本的事項

本計画は、地震による建築物の被害及びこれに起因する人名や財産の損失を未然に防止することを目的とします。このため本計画では住宅及び建築物の耐震化の状況を整理し、建築物耐震化と減災化の目標を定めます。その目標を達成するために、国・県・市町村・所有者で役割分担をし、施策を定め、耐震化及び減災化に取り組めます。

### 1. 対象となる区域、計画期間、対象建築物

#### (1) 対象区域

本計画の対象区域は、豊根村全域とします。

#### (2) 計画期間

本計画の計画期間は、平成 22 年度から令和 5 年度までとします。

#### (3) 対象建築物

本計画の対象建築物は、住宅及び特定建築物を含む建築物とします。

| 区 分   | 内 容                                                                                                | 備 考<br>(耐震改修促進法での<br>記載) |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 住宅    | ・戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅                                                                      |                          |
| 特定建築物 | ・耐震改修促進法第 6 条に示される建築物で以下に示す建築物のうち、政令で定める規模以上で、建築基準法の耐震関係規定に適合せず、建築基準法第 3 条第 2 項（既存不適格）の適用を受けている建築物 |                          |
|       | ①多数の者が利用する建築物                                                                                      | 第 6 条第 1 号               |
|       | ②危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物                                                                            | 第 6 条第 2 号               |
|       | ③地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物（以下「地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物」という。）         | 第 6 条第 3 号               |

※特定建築物の所有者は、建築物が現行の耐震基準と同等以上の耐震性能を確保するよう耐震診断や改修に努めることが求められ、行政による指導・助言または指示等の対象となります。

① 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の用途及び規模は、耐震改修促進法に基づき、以下とされています。

| 法<br>※1 | 政令<br>第2条第2項 | 用<br>途                                          | 規<br>模                              |
|---------|--------------|-------------------------------------------------|-------------------------------------|
| 第6条第1号  | 第1号          | 幼稚園、保育所                                         | 階数2以上かつ床面積500㎡以上                    |
|         | 第2号          | 小学校等<br>小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校     | 階数2以上かつ床面積1,000㎡以上<br>(屋内運動場の面積を含む) |
|         |              | 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの           | 階数2以上かつ床面積1,000㎡以上                  |
|         |              | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設         |                                     |
|         | 第3号          | 学校<br>第2号以外の学校                                  | 階数3以上かつ床面積1,000㎡以上                  |
|         |              | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設                  |                                     |
|         |              | 病院、診療所                                          |                                     |
|         |              | 劇場、観覧場、映画館、演芸場                                  |                                     |
|         |              | 集会場、公会堂                                         |                                     |
|         |              | 展示場                                             |                                     |
|         |              | 卸売市場                                            |                                     |
|         |              | 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗                          |                                     |
|         |              | ホテル、旅館                                          |                                     |
|         |              | 賃貸住宅 <sup>※2</sup> (共同住宅に限る)、寄宿舍、下宿             |                                     |
|         |              | 事務所                                             |                                     |
|         |              | 博物館、美術館、図書館                                     |                                     |
|         |              | 遊技場                                             |                                     |
|         |              | 公衆浴場                                            |                                     |
|         |              | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの         |                                     |
|         |              | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗              |                                     |
|         |              | 工場                                              |                                     |
|         |              | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの |                                     |
|         |              | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設                  |                                     |
|         |              | 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物                  |                                     |
|         | 第4号          | 体育館（一般公共の用に供されるもの）                              | 階数1以上かつ床面積1,000㎡以上                  |

※1 耐震改修促進法

※2 賃貸住宅は「住宅」としても対象建築物に位置づけています。

## ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の危険物の種類及び数量は、耐震改修促進法に基づき、以下のとされています。

| 法<br>※1 | 政令<br>第3条<br>第2項 | 危 険 物 の 種 類                              |                               | 数 量                                                                                             |
|---------|------------------|------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第6条第2号  | 第1号              | 火薬類                                      | 火薬                            | 10 トン                                                                                           |
|         |                  |                                          | 爆薬                            | 5 トン                                                                                            |
|         |                  |                                          | 工業雷管若しくは電気雷管又は<br>信号雷管        | 50 万個                                                                                           |
|         |                  |                                          | 銃用雷管                          | 500 万個                                                                                          |
|         |                  |                                          | 実包若しくは空包、信管若しくは<br>火管又は電気導火線  | 5 万個                                                                                            |
|         |                  |                                          | 導爆線又は導火線                      | 500 キロメートル                                                                                      |
|         |                  |                                          | 信号炎管若しくは信号火箭又は<br>煙火          | 2 トン                                                                                            |
|         |                  |                                          | その他火薬又は爆薬を使用した<br>火工品         | 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区<br>分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数<br>量                                                 |
|         | 第2号              | 石油類                                      | 消防法第2条第7項に規定する危険物（石油<br>類を除く） | 危険物の規制に関する政令別表第3の類別<br>の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及<br>び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ<br>同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の<br>数量 |
|         |                  |                                          |                               |                                                                                                 |
|         | 第3号              | 危険物の規則に関する政令別表第4備考第6<br>号に規定する可燃性個体類     |                               | 30 トン                                                                                           |
|         | 第4号              | 危険物の規則に関する政令別表第4備考第8<br>号に規定する可燃性液体類     |                               | 20 立方メートル                                                                                       |
|         | 第5号              | マッチ                                      |                               | 300 マッチトン ※2                                                                                    |
|         | 第6号              | 可燃性ガス<br>（第7号、第8号に掲げるものを除く）              |                               | 2 万立方メートル                                                                                       |
|         | 第7号              | 圧縮ガス                                     |                               | 20 万立方メートル                                                                                      |
|         | 第8号              | 液化ガス                                     |                               | 2,000 トン                                                                                        |
|         | 第9号              | 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する<br>毒物（液体又は気体のものに限る） |                               | 20 トン                                                                                           |
|         | 第10号             | 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する<br>劇物（液体又は気体のものに限る） |                               | 200 トン                                                                                          |

※1 耐震改修促進法

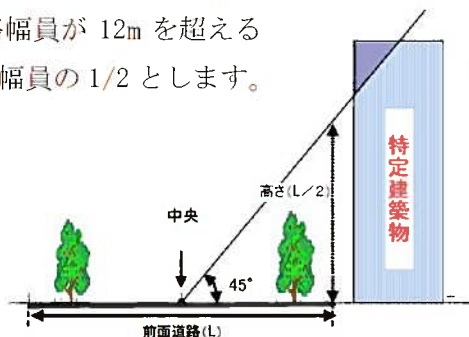
※2 マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）で、7200 個、約 120 kg。

### ③ 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物

「地震発生時に通行を確保すべき道路」に面する建築物のうち、地震発生時に道路を閉塞させる恐れのある建築物として、以下の規模の条件に該当するものです。

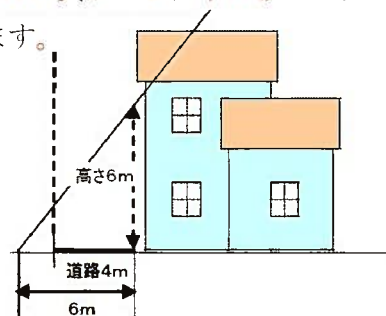
#### ■道路幅員 12m を超える場合

前面道路幅員が 12m を超える場合は、幅員の 1/2 とします。



#### ■道路幅員 12m 以下の場合

前面道路の幅員が 12m 以下の場合は、6m とします。



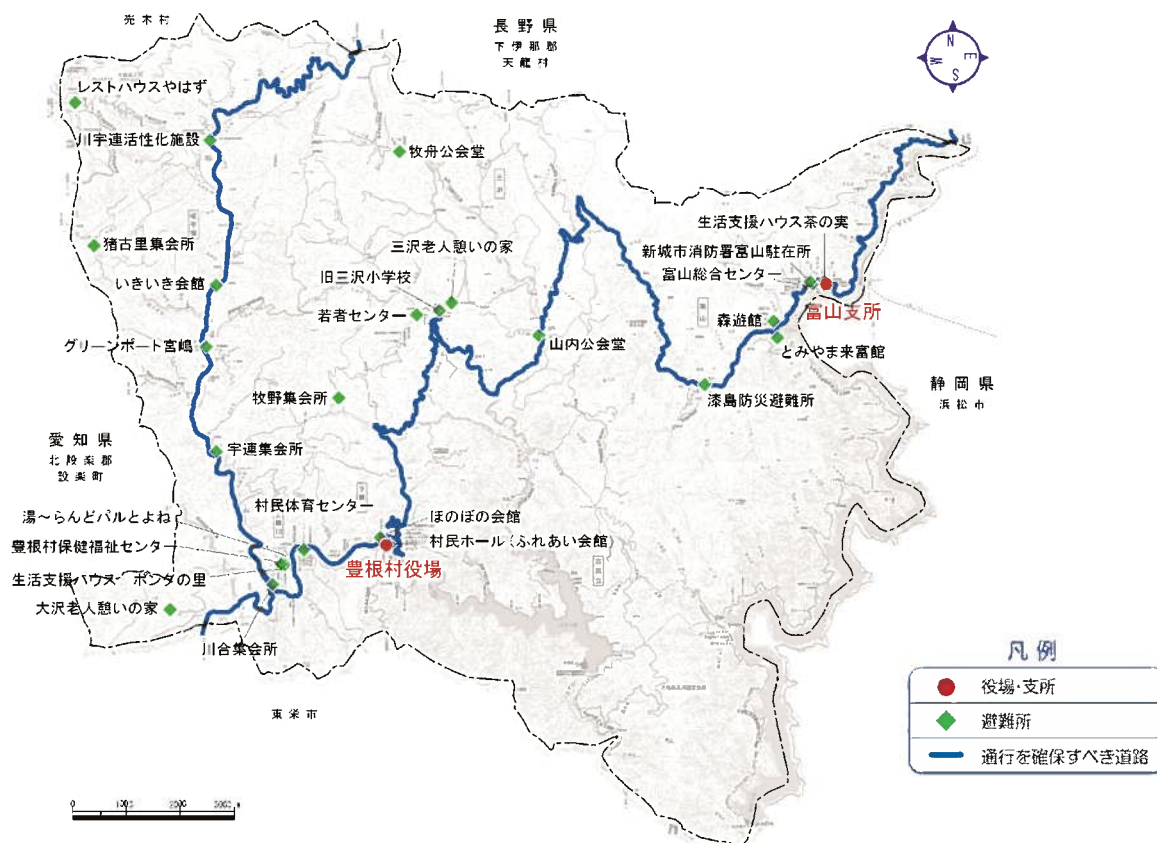
※出典：国土交通省 HP

#### ■「地震発生時に通行を確保すべき道路」の設定

大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施する必要があります。

そのため、「愛知県地域防災計画」では、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的とした「緊急輸送道路」の指定を行っています。本計画では、この愛知県が指定した「緊急輸送道路」を地震時に通行を確保すべき道路として設定します。

図 「地震発生時に通行を確保すべき道路」の設定



## 2. 建築物の耐震化の現状と目標

### (1) 豊根村内の建築物の耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。

これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、昭和 56 年 6 月に大きく改正されました。

この基準によって建築された建築物（以下「新耐震」という）は、阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされています。

一方、この改正の前に建築された建築物（以下「新耐震以前」という）は、阪神・淡路大震災等の地震で大きな被害を受けたものが多く、耐震性に疑問があるとされています。

#### ①住宅の耐震化の状況

住宅総数 490 戸のうち、耐震性があると判断されるものは 153 戸となっており、約 31%の住宅で耐震性があると推計されます。

しかし、その反面、耐震性がないと判断される住宅については、住宅総数の約 69%であり、これは、愛知県平均（約 22%）を超える数値であることから、耐震化を促進することが重要となります。

表 豊根村における耐震性のある住宅の割合

（単位：戸）

| 分 類 | 新耐震住宅<br>(耐震性あり)<br>① | 新耐震以前住宅 |              | 耐震性のある<br>住宅<br>①+② | 耐震化率  |
|-----|-----------------------|---------|--------------|---------------------|-------|
|     |                       | ③       | 耐震性あり※1<br>② |                     |       |
| 木造  | 68                    | 391     | 59           | 127                 | 27.7% |
| 非木造 | 10                    | 21      | 16           | 26                  | 83.9% |
| 計   | 78                    | 412     | 75           | 153                 | 31.2% |
|     | 490 ※2                |         |              |                     |       |

※固定資産税課税台帳をもとに推計

※1 耐震性あり＝耐震改修済みもしくは耐震性が確認されている建築物

「耐震性あり」の推計方法

- ・木造…愛知県建築物耐震改修促進計画による県平均値（耐震性ありの件数割合）をもとに算出。
- ・非木造…国による推計値（耐震性ありの件数割合）をもとに算出。

※2 住宅の合計数および新耐震住宅・新耐震以前住宅の数値については、建築課が調査した数値を採用。

#### <民間木造住宅の耐震診断・耐震改修費補助事業の実施状況>

本村は、愛知県と足並みを揃え、昭和 56 年 5 月以前着工の民間木造住宅を対象として、無料耐震診断を行っています。これにより、平成 17 年度から平成 28 年度までに 48 棟の耐震診断を実施しています。

## ②多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第6条第1号）の耐震化の状況

本村における、多数の者が利用する建築物の耐震化の現状（新耐震建築物含む。）をみると、全体の耐震化率は約80%となっており、県平均（約64%）を上回っています。

なお、村有建築物については、耐震化率が約75%で、耐震性が確認されていないのは1棟という状況にあります。

表 豊根村における「耐震改修促進法第6条第1号」に規定する用途の建築物の耐震化の現状

（単位：棟）

|                  | 公共建築物 |         | 民間建築物 | 合 計 |
|------------------|-------|---------|-------|-----|
|                  |       | うち村有建築物 |       |     |
| b 新耐震建築物         | 0     | 0       | 1     | 1   |
| 新耐震以前建築物         | 4     | 4       | 0     | 4   |
| c 耐震性あり※         | 3     | 3       | 0     | 3   |
| d 耐震性なし          | 1     | 1       | 0     | 1   |
| a 合計             | 4     | 4       | 1     | 5   |
| 耐震化率 $((b+c)/a)$ | 75%   | 75%     | 100%  | 80% |

※耐震性あり＝耐震改修済みもしくは耐震化が確認されている建築物

## ③危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第6条第2号）の耐震化の状況

危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物については、村内に存在しません。

## ④地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法第6条第3号）の耐震化の状況

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物は、全体で28棟あります。そのうち、全棟が新耐震以前建築物となっています。

表 「地震時に通行を確保すべき道路」沿道の建築物

（単位：棟）

|   | [a] | 特定建築物             |              | 耐震化率<br>[b/a] |
|---|-----|-------------------|--------------|---------------|
|   |     | 新耐震<br>建築物<br>[b] | 新耐震以前<br>建築物 |               |
| 計 | 28  | 0                 | 28           | 0.0%          |

## (2) 耐震化の目標設定の考え方

「国の基本方針」の主旨を踏まえ、住宅及び特定建築物について、耐震化率の目標を定めます。

その際、すべての用途に対し一律に設定するのではなく、いつ発生するかわからない大規模な地震災害に対応し、早期に耐震化すべき建築物を設定し、優先順位をつけて耐震化を推進する方針とします。

### 【参考：国が示す「住宅・建築物の耐震化の現状と目標」】

#### 耐震化の現状

耐震性が不十分な住宅・建築物は、住宅総数 4,700 万戸のうち 1,150 万戸（25%）、住宅以外の建築物の総数 340 万棟のうち 120 万棟（35%）、特定建築物※の総数 36 万棟のうち 9 万棟（25%）と推計。

※ 特定建築物：階数が3以上かつ延べ面積が1,000㎡以上の学校、病院、百貨店等の多数の者が利用する建築物

#### 今後 10 年間の耐震化の目標

住宅の目標：耐震化率：約 75%→9 割

特定建築物の目標：耐震化率：約 75%→9 割

|       |         | 平成 15 年推計値      |                                                                                      | 平成 27 年目標       |
|-------|---------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 住宅    | 総数      | 約 4,700 万戸      |  | 約 4,950 万戸      |
|       | うち耐震性あり | 約 3,550 万戸（75%） |                                                                                      | 約 4,450 万戸（90%） |
|       | うち耐震性なし | 約 1,150 万戸（25%） |                                                                                      | 約 500 万戸（10%）   |
| 特定建築物 | 総数      | 約 36 万棟         |                                                                                      | 約 40 万棟         |
|       | うち耐震性あり | 約 27 万棟（75%）    |                                                                                      | 約 36 万棟（90%）    |
|       | うち耐震性なし | 約 9 万棟（25%）     |                                                                                      | 約 4 万棟（10%）     |

#### 目標達成のために必要な戸数（棟数）

目標達成のためには、建替えについて従来よりも増加させるとともに、耐震改修のペースを従来の 2～3 倍で行うことが必要。

|                                                      |                                                                                     |                                                          |
|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| <b>住宅 現状の耐震化戸数</b><br>改修 約 5 万戸／年<br>建替え 約 40 万戸／年   |  | <b>目標達成に必要な戸数</b><br>改修 約 10～15 万戸／年<br>建替え 約 45～50 万戸／年 |
| <b>特定建築物 現状の耐震化棟数</b><br>改修 約 1 千棟／年<br>建替え 約 1 千棟／年 |  | <b>目標達成に必要な棟数</b><br>改修 約 3 千棟／年<br>建替え 約 2 千棟／年         |

出典：改正建築物の耐震改修の促進に関する法律・同施行令等の解説（H18.2）

### (3) 住宅の目標

現状:31%  目標:90%

平成 32 年度までの住宅の耐震化率の目標を 90%とします。

なお、住宅は、戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅を対象とします。

表 目標の設定概要

| H32 の住宅数（戸）<br>（※1） | H30 年度に耐震性を有する<br>住宅数の目標（戸） | 耐震化の目標 |
|---------------------|-----------------------------|--------|
| 479                 | 431                         | 90.0%  |

| H28 時点で<br>耐震性を有する<br>住宅数（戸） | 施策を講じなくても<br>耐震化される<br>住宅数（戸）<br>（※2） | 今後、耐震化施<br>策が必要な住宅<br>数（戸） | 合計  |
|------------------------------|---------------------------------------|----------------------------|-----|
| 153                          | 159                                   | 119                        | 431 |

※1 H32 年の住宅数の推計方法

- ①豊根村の将来世帯数を利用
- ②H28 年の住宅数／世帯数の割合により、H32 の住宅数を推計
- ③H28 年の木造・非木造割合より按分

※2 施策を講じなくても耐震化される住宅数

- ①H10 年と H15 年の住宅土地統計調査（県数値から世帯数按分により豊根村の戸数を推計）より、減失される割合を算出し、減失住宅数を推計（減失住宅は、建替え、新築に置き換わるとする）
- ②H15 年の住宅統計調査（件数地から世帯按分により豊根村を推計）より、自主的に耐震改修を行い、耐震化される割合を算出し、その住宅数を推計

#### (4) 建築物の目標

##### ①多数の者が利用する建築物（耐震改修促進法第6条第1号）の目標



多数の者が利用する建築物については、「愛知県建築物耐震改修促進計画」に準拠し、平成27年度までの耐震化率の目標を90%とします。

また、用途分類別の目標としては、次ページに示すとおりとします。

##### ②危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物（耐震改修促進法第6条第2号）の目標

火薬類、石油類その他耐震改修促進法施行令で定める危険物の貯蔵場又は処理場については、村内に存在しないため、特に、目標は定めません。

##### ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物（耐震改修促進法第6条第3号）の目標

地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物については、多数の者が利用する建築物の耐震化率の目標を勘案しつつ、愛知県との連携のもと、耐震化を促進します。

特に、愛知県が指定した第1次・第2次緊急輸送道路については、村内外の応急対策活動等を支える重要・根幹的な役割を担うものであるため、その沿道建築物について優先的な耐震化を図ります。また、多数の者が利用する建築物等と重複するものについても、優先的な耐震化を図ります。

##### ④その他の建築物の目標

その他の建築物についても、積極的に耐震化を図ります。

表 多数の者が利用する建築物の目標（用途分類別の目標）

| 分 類                     |                                        |                                                | 平成 28 年 3 月現在 |       |      | 平成 32 年度耐震化目標 |       |      |
|-------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------|---------------|-------|------|---------------|-------|------|
|                         |                                        |                                                | 公共建築物         | 民間建築物 | 全 体  | 公共建築物         | 民間建築物 | 全 体  |
| ①災害応急対策活動に必要な公共及び民間施設   | 災害応急対策の式、情報伝達などをする建築物(庁舎、警察署、消防署、保健所等) |                                                | —             | —     | —    | —             | —     | —    |
|                         |                                        |                                                | 0/0           | 0/0   | 0/0  | 0/0           | 0/0   | 0/0  |
|                         | 地域防災計画有り                               | 救護建築物<br>(災害拠点病院、救急病院、救急診療所)                   | —             | —     | —    | —             | —     | —    |
|                         |                                        |                                                | 0/0           | 0/0   | 0/0  | 0/0           | 0/0   | 0/0  |
|                         |                                        | 避難所指定の建築物(学校、幼稚園、保育所、集会所、公会堂、老人福祉センター、体育館等)    | 100%          | —     | 100% | 100%          | —     | 100% |
|                         |                                        |                                                | 1/1           | 0/0   | 1/1  | 1/1           | 0/0   | 1/1  |
|                         | 地域防災計画なし                               | 災害時要援護者のための建築物<br>(老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉施設等) | —             | —     | —    | —             | —     | —    |
|                         |                                        |                                                | 0/0           | 0/0   | 0/0  | 0/0           | 0/0   | 0/0  |
|                         |                                        | 避難所指定のない教育建築物<br>(学校、幼稚園、保育所)                  | 50%           | —     | 50%  | 100%          | —     | 100% |
|                         |                                        |                                                | 1/2           | 0/0   | 1/2  | 2/2           | 0/0   | 2/2  |
|                         |                                        | 救護建築物<br>(救急病院、救急診療所)                          | —             | —     | —    | —             | —     | —    |
|                         |                                        |                                                | 0/0           | 0/0   | 0/0  | 0/0           | 0/0   | 0/0  |
|                         | ②①以外の公共施設                              | 公共建築物(博物館、美術館、図書館、体育館、                         |               | —     | —    | —             | —     | —    |
|                         |                                        |                                                |               | 0/0   | 0/0  | 0/0           | 0/0   | 0/0  |
| 上記以外の公共建築物<br>(公営住宅を除く) |                                        | 100%                                           |               | 100%  | 100% |               | 100%  |      |
|                         |                                        | 1/1                                            | 0/0           | 1/1   | 1/1  | 0/0           | 1/1   |      |
| 公営住宅                    |                                        | —                                              | —             | —     | —    | —             | —     |      |
|                         |                                        | 0/0                                            | 0/0           | 0/0   | 0/0  | 0/0           | 0/0   |      |
| ③①以外の民間施設               | 民間建築物(劇場、映画館、百貨店、ホテル、飲食店等)             |                                                | —             | 100%  | 100% | —             | 100%  | 100% |
|                         |                                        |                                                | 0/0           | 1/1   | 1/1  | 0/0           | 1/1   | 1/1  |
|                         | 賃貸共同住宅                                 |                                                | —             | —     | —    | —             | —     | —    |
|                         |                                        |                                                | 0/0           | 0/0   | 0/0  | 0/0           | 0/0   | 0/0  |
| 合 計                     |                                        |                                                | 75%           | 100%  | 80%  | 100%          | 100%  | 100% |
|                         |                                        |                                                | 3/4           | 1/1   | 4/5  | 4/4           | 1/1   | 5/5  |

上段：耐震化率

下段：（耐震化されている建築物の棟数）／（多数の者が利用する建築物の棟数）

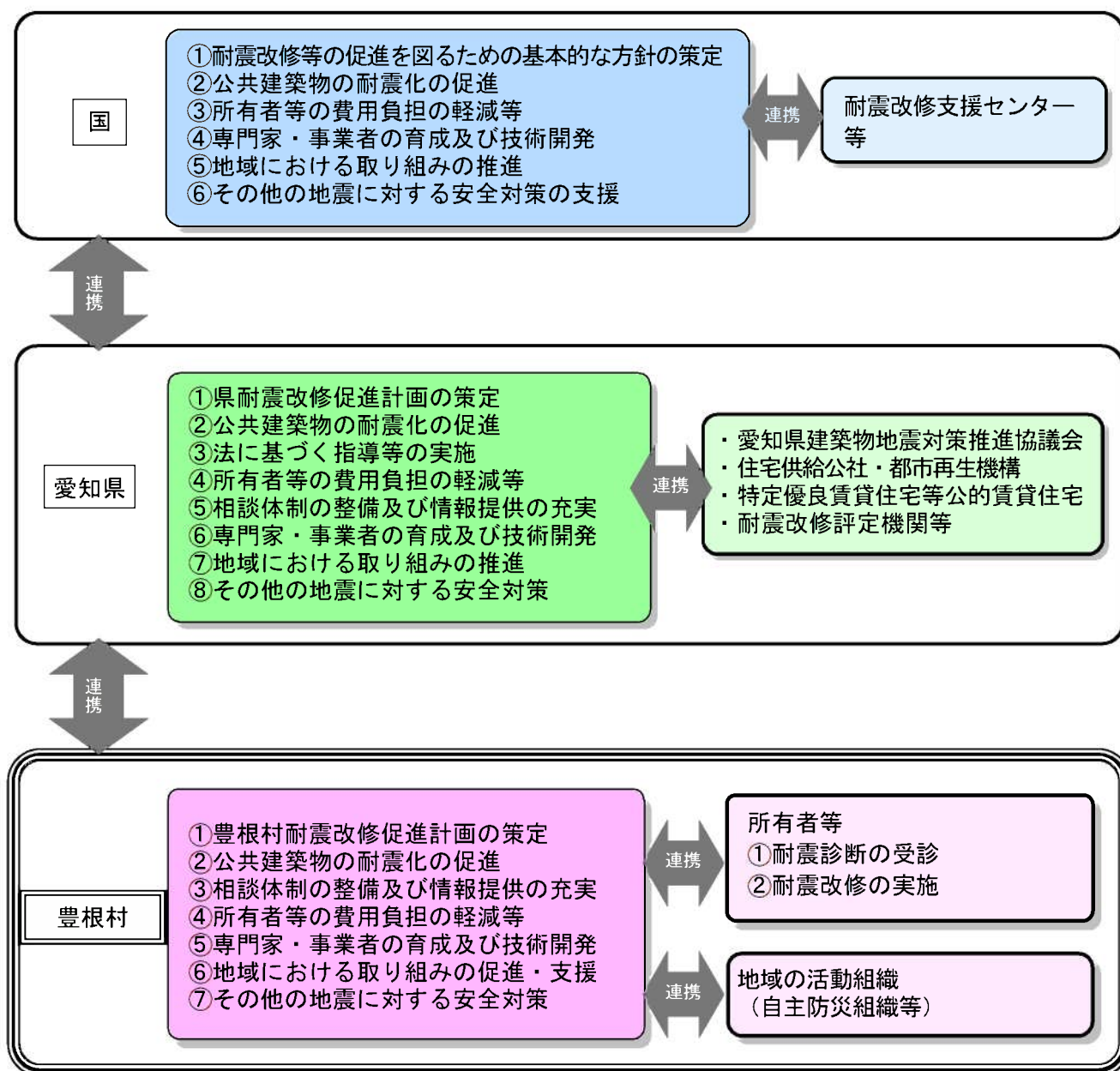
## 第3章 耐震化促進の基本的な方策

### 1. 耐震化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、まず、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国や地方公共団体は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みをできる限り支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築などに取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題の解決に努めます。

図 国・県・豊根村・所有者等の役割分担



## 2. 促進体制

### (1) 耐震化促進の体制整備

円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のためには、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

#### ①愛知県との連携

耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は所管行政庁等が行うことと定められており、村内における指導等は愛知県が行うことになります。

このため、本村は、愛知県との連絡・協議体制を整備し情報を共有化するとともに、連携して指導等を進め、的確に耐震化を推進します。

#### 【所管行政庁等が行う特定建築物の指導等 ※「愛知県建築物耐震改修促進計画」より】

特定建築物の所有者は、特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならないとされています。一方、所管行政庁等は特定建築物の耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指導等を行うことになります。耐震化を早期に推進するため、主に平成 23 年度までに所管行政庁は定期的にすべての特定建築物について調査し必要に応じて指導・助言、指示、公表を行い、平成 24 年度から平成 27 年度までに特定行政庁として勧告・命令をおこなうこととします。

##### 指示等の対象建築物

指導・助言の対象となる特定建築物は、すべての特定建築物です。

指示、公表、勧告・命令の対象となる特定建築物は、指導・助言の対象となる特定建築物のうち、不特定かつ多数の者が利用したり、地震の際に避難の確保や多大な被害につながる特定建築物（耐震改修促進法第 7 条第 2 項に規定されたもの）です。

詳細は次ページのとおりで。

## ※「愛知県建築物耐震改修促進計画」より

| ※法     | 政令第2条第2項 | 用途                                                                                       | ※法第6条の所有者の努力義務及び法第7条第1項の指導・助言対象特定建築物 | ※法第7条第2項の指示、公表及び勧告・命令対象特定建築物 |
|--------|----------|------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| 第6条第1号 | 第1号      | 幼稚園、保育所                                                                                  | 階数2以上かつ500㎡以上                        | 750㎡以上                       |
|        | 第2号      | 小学校等<br>小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校                                                    | 階数2以上かつ1,000㎡以上<br>(屋内運動場の面積を含む)     | 1,500㎡以上<br>(屋内運動場の面積を含む)    |
|        |          | 老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの                                                    | 階数2以上かつ1,000㎡以上                      | 2,000㎡以上                     |
|        |          | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設                                                  |                                      |                              |
|        | 第3号      | 学校<br>第2号以外の学校                                                                           | 階数3以上かつ1,000㎡以上                      |                              |
|        |          | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設                                                           |                                      |                              |
|        |          | 病院、診療所                                                                                   |                                      | 2,000㎡以上                     |
|        |          | 劇場、観覧場、映画館、演芸場                                                                           |                                      |                              |
|        |          | 集会場、公会堂                                                                                  |                                      |                              |
|        |          | 展示場                                                                                      |                                      |                              |
|        |          | 卸売市場                                                                                     |                                      |                              |
|        |          | 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗                                                                   |                                      | 2,000㎡以上                     |
|        |          | ホテル、旅館                                                                                   |                                      |                              |
|        |          | 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿                                                                    |                                      |                              |
|        |          | 事務所                                                                                      |                                      |                              |
|        |          | 博物館、美術館、図書館                                                                              |                                      |                              |
|        |          | 遊技場                                                                                      |                                      |                              |
|        |          | 公衆浴場                                                                                     |                                      |                              |
|        |          | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの                                                  |                                      | 2,000㎡以上                     |
|        |          | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗                                                       |                                      |                              |
|        |          | 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）                                                            |                                      |                              |
|        |          | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの                                          |                                      |                              |
|        |          | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設                                                           |                                      | 2,000㎡以上                     |
|        |          | 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物                                                               |                                      |                              |
|        | 第4号      | 体育館（一般公共の用に供されるもの）                                                                       | 階数1以上かつ1,000㎡以上                      | 2,000㎡以上                     |
| 第6条第2号 | —        | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物                                                                   | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物         | 500㎡以上                       |
| 第6条第3号 | —        | 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 | 全ての建築物                               |                              |

※ 耐震改修促進法

※「愛知県建築物耐震改修促進計画」より

指導等の実施について

■特定建築物についての指導・助言

特定建築物の所有者に特定建築物の基準を示し、個別に周知するとともに、パンフレットの配布やインターネットによる情報発信等により、所有者に対して、所有する建築物が特定建築物に該当することを知ってもらう必要があります。その上で巡回等を行い、耐震化の進捗についてフォローアップし耐震診断・耐震改修を個別に指導します。

また、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物として特定建築物とされた建築物のうち、住宅等の小規模建築物については、防災まちづくり組織等が地域として取り組むよう支援します。

■地震に対する安全性の向上が特に必要な特定建築物についての指示、公表、勧告・命令

①指示

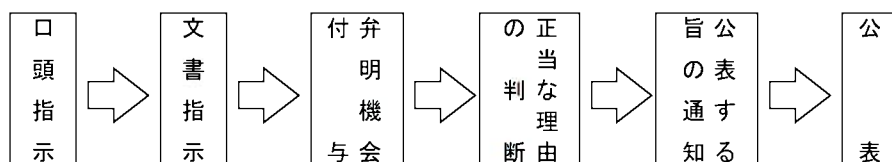
耐震改修促進法第7条第2項に該当する特定建築物について、安全性に関しての報告及び立入り検査の結果を踏まえて、耐震診断の受診について指示を行います。また、耐震診断の受診の結果、十分な耐震性が確保されていない建築物については耐震改修を行うよう指示を行います。指示の方法は、口頭により耐震診断・耐震改修の実施を指示しますが、さらに相当な期間の経過を経ても実施されない場合は、文書により指示をします。

②公表

耐震診断や耐震改修を実施するよう指示している特定建築物について、重ねての指示にもかかわらず、「正当な理由」がなく、耐震診断や耐震改修の指示に従わない時は、「指示に従わない旨の公表」を行うことを通知し、公表することが妥当であると判断された場合は公表します。この場合、耐震診断や耐震改修の指示に従わない特定建築物の所有者に対して、一定期間弁明の機会を付与します。「正当な理由」については、除却・機能廃止計画がある場合や、耐震診断・耐震改修の実施計画を策定し計画的な改修が確実に行われる見込みのある場合等やむを得ないと認められる場合とし、その計画等を勘案し判断します。

公表の方法は、県や特定行政庁のホームページに掲載する等を検討します。

＜公表の手順＞



③勧告・命令

公表してもなお、耐震改修を行わない特定建築物のうち、倒壊の危険性が極めて高い特定建築物については、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを建築基準法第10条第3項に基づき命令します。また、そのまま放置すれば著しく保安上危険となる場合は、同条第1項及び第2項に基づき、勧告・命令を行います。

## ②公共施設管理者間の連携

多数の者が利用する特定建築物のうち、災害応急対策活動に必要な建築物など、特に耐震化を優先すべき建築物には、地方公共団体が所有する建築物が多く含まれます。

このため、他の公共施設管理者と協調・連携して円滑に耐震化を推進します。

## ③協議会の取り組みの拡充

愛知県では、「耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県や、本村を含む県内全市町村及び（社）愛知建築士会等の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）が設置されています。

今後、本村では、愛知県等と協力して推進協議会を拡充させ、耐震化促進の体制の一翼として、建築物の所有者に対する啓発・普及活動や、専門家の育成等を一層推進していきます。

愛知県建築物地震対策推進協議会ホームページ：<http://www.aichi-jishin.jp/>

## ④地域の活動組織との連携

本村では、災害の発生に備えて各自治会に「自主防災組織」が結成されており、研修会の開催、初期消火・救出・救護・避難の訓練など、幅広い活動が平常時より展開されています。

自主防災組織の活動は、大規模地震への対応力としても大きな役割を果たすものと考えられるため、今後も活動のさらなる活性化を促進するなど、地域ぐるみで効果的に耐震化・防災を推進する体制を強化します。

## （２）耐震診断・耐震改修の相談窓口の充実

本村では、建設課において、住宅・建築物の耐震化をはじめ、建築全般について相談窓口を設置し、相談に応じています。

今後も、耐震診断・耐震改修の相談に応じるとともに、相談窓口を充実していきます。

村の相談窓口：

・建設課（耐震診断・耐震改修について） TEL：0536-85-1311（代表）

### 3. 耐震化の普及・啓発

住宅・建築物の耐震化を推進するためには、村民の防災意識や、耐震化に対する理解の向上を促すことが重要です。このため、次のような施策により、地震発生時の危険性や、耐震診断・耐震改修の重要性について普及・啓発を図り、耐震化を促進します。

#### (1) 地震防災マップの作成、配布

村民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題、地域の問題として意識できるよう、地震による建物倒壊等の危険性の程度を示す地図を作成し、情報提供を行います。

#### (2) インターネットによる情報提供

今後、ホームページを活用して、地震災害等に対する備えや耐震化に関する情報等の提供を行っていきます。その際には、内容の充実や見やすさ等とともに、耐震化の進捗状況についても定期的に更新する仕組みもあわせて検討します。

#### (3) 耐震診断ローラー作戦

木造住宅の耐震化は建築物の耐震化施策の中でも特に重要です。このため、昭和56年6月以前に建築された住宅のうち、まだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象として、耐震診断を受診するように啓発活動を行います。

また、この周知を徹底するため、愛知県とも連携しながら、個別に漏れなく指導する「耐震診断ローラー作戦」の推進を図ります。なお、実施方法に関しては、県内先行事例の成果を踏まえつつ、民間事業者を活用したり、地域の各種団体と協働して検討を行うなど、効率的・効果的な実施に努めます。

#### (4) 特定建築物の周知

村内に存在する耐震改修促進法第6条第1号及び第3号の規定に該当する特定建築物の所有者に対しては、所有する建築物が特定建築物であることがわかるよう、「耐震診断ローラー作戦」等とあわせて、積極的に周知を図ります。

同時に、所有者に対し耐震化の必要性について啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修に係る補助・支援制度をPRし、耐震化の促進を図ります。

## 4. 重点的に耐震化を進める区域の設定

### (1) 「重点的に耐震化を進める区域」の設定

本村における重点的に耐震化を進める区域としては、緊急輸送路沿いや防災活動拠点及びその周辺の地区等が重点的に建築物の耐震化を促進すべき区域としてあげられます。

### (2) 「重点的に耐震化を進める区域」に対する取り組み方針

重点的に耐震化を進める区域においては、地域住民が自ら防災対策を実施することや防災力のある地域づくりへの関心を高めるための講演会や勉強会などを開催し、耐震診断や住宅改修の促進、家具の転倒防止策等を積極的に推奨します。

## 5. 関連する安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは充分とはいえません。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死などのほか、窓ガラス・天井の破損・落下やエレベータの停止による閉じ込め、敷地の崩壊などにより大きな被害が発生しています。

このため、住宅・建築物の構造の耐震化に加え、以下のような様々な安全対策について、愛知県と協力して取り組んでいきます。

### (1) ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになって死傷者が発生したり、道路を閉塞したりすることにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。同様に、道路上には、電柱や自動販売機など、転倒・倒壊する危険性のある物が多くあります。

このため、広報紙やホームページ等を通じ、ブロック塀等の危険性、対策の必要性について周知を図ります。

また、危険な状態にある既存ブロック塀や、転倒・倒壊の恐れのある器物を把握するとともに、所有者・管理者に対して改善の指導を行います。



写真 「平成 19 年能登半島地震」  
で傾いたブロック塀

※現地撮影

## (2) 窓ガラス、看板等の落下防止対策

窓ガラスや、建築物内のつり下げ天井、建築物・敷地内に設置された広告看板等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは建築物内の人に被害を与える可能性があります。

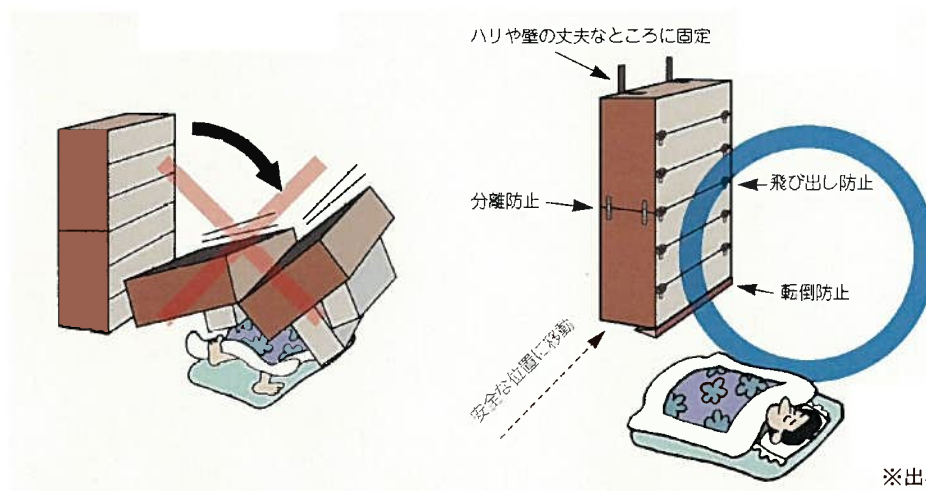
このため、広報紙やホームページ等を通じ、これらの落下等による危険性を周知するとともに、窓ガラスへの飛散防止フィルムの貼り付けなど、安全対策の手法についても周知を図ります。また、落下危険性の実態調査を行い、必要に応じて、所有者・管理者に対して改善の指導を行います。

## (4) 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合は、死傷の原因となったり、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。

このため、広報紙やホームページ等を通じ、下図に示すような家具の転倒防止など、誰もがすぐに取り組める地震対策について村民に周知を図ります。

図 家具の安全対策イメージ（寝室の例）



## (5) 建築物の敷地の安全対策

地震の揺れが原因で斜面崩壊等が発生し、建築物が倒壊する等、地震時には土砂災害の発生が想定されます。このため、崩壊の危険性が高いがけ地を始めとする土砂災害危険箇所では、住宅への被害を防止するため、急傾斜地崩壊防止施設等の整備を実施し、地震による土砂災害から既存住宅・建築物を保全するため、建築物の敷地についての安全対策を推進していきます。

## 第4章 住宅・建築物の耐震化促進

### 1. 村が所有する建築物の耐震化

本村が所有する建築物で耐震性が確保されていないものについては、本計画で示す耐震化計画に基づき耐震化を進めるとともに、耐震化の状況等を公表することとします。

#### (1) 対象建築物

昭和 56 年 5 月以前に建築された村所有の建築物（耐震改修促進法第 6 条第 1 号の規定に該当する特定建築物を含む）を対象とします。

昭和 56 年 6 月以降の建築物（新耐震建築物）についても、建築物の形態等により耐震性が不十分である場合には、耐震診断・耐震改修を実施していきます。

#### (2) 対象建築物の現状

対象建築物の耐震診断等の状況は下表のとおりです。

これによると、対象となる 108 棟のうち、耐震化を有している建築物は 72 棟であり、耐震補強が必要であると判定されたものは 29 棟でした。

なお、耐震補強が必要とされた建築物のうち、耐震補強工事が完了しているものは 3 棟であり、今後、耐震化が必要なものは 26 棟となっています。

表 村有建築物の耐震化状況

(単位：棟)

| 総棟数<br>① | 新<br>耐震基準<br>② | 旧<br>耐震基準 | 補強不要<br>③ | 要補強 |          |           | 耐震診断<br>未実施 | 耐震化率<br>(②+③+<br>④)/①<br>(%) |
|----------|----------------|-----------|-----------|-----|----------|-----------|-------------|------------------------------|
|          |                |           |           |     | 補強済<br>④ | 補強<br>未実施 |             |                              |
| 108      | 56             | 52        | 16        | 29  | 3        | 26        | 7           | 69.4                         |

#### (3) 耐震化計画

耐震診断が未実施である 7 棟の村有建築物については、耐震診断の目標年次を設定した上で、計画的に実施していきます。

また、既に耐震診断を完了しているものを含め、診断の結果、耐震補強が必要とされた村有建築物については、特定建築物や防災上重要な位置づけのあるものから優先的に耐震補強工事あるいは建て替えを推進します。

特定建築物等の位置づけが無いその他の村有建築物についても、保全状態や将来的な利用方針を検討したうえで、必要な耐震化を計画的に行います。

## 2. 耐震化促進のための補助・助成

耐震診断・耐震改修の実施に対する補助や助成、税の優遇措置など、以下に示す支援策により、住宅・建築物の耐震化の促進を図っていきます。

### (1) 耐震診断・耐震改修に係る補助制度

本村では、愛知県と協力して民間木造住宅の無料耐震診断を行っています。今後は、本村や愛知県建築住宅センターによる耐震診断を受けた人のうち、診断結果が一定の基準を下回る耐震性の無い住宅に対しては、耐震補強工事費の一部補助を行っていくことを検討します。この補助制度が実現されることで、診断の募集数の拡充を図っていきます。

建築物に関しては、「豊根村地域防災計画」及び「愛知県地域防災計画」に掲載された防災上重要な建築物について、県による補助制度により、耐震化の促進を図ります。

また、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業に対して国が必要な助成を行う制度もあるため、愛知県とも連携してこうした制度の活用を検討し、地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物等について、耐震化を積極的に進めます。

これ以外にも、耐震化目標の達成のために必要な補助制度については、継続的に検討していきます。

表 豊根村における現在の無料耐震診断事業

| 区 分    | 概 要           | 補 助 内 容 等                                                                                                             |
|--------|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 無料耐震診断 | 民間木造住宅の無料耐震診断 | 対象となる建築物：以下の4つすべてに該当する建築物<br>・昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅<br>・在来工法及び伝統構法の木造住宅（一戸建て、併用住宅、長屋、共同住宅）<br>・規模は2階以下<br>・居住している建築物 |

表 愛知県による防災上重要な建築物の耐震診断費補助事業

| 区 分     | 概 要                                         | 補 助 内 容 等                                                       | 要 件                |
|---------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------|
| 耐震診断費補助 | 昭和56年5月31日以前に着工された防災上重要な建築物（民間）の耐震診断費の一部を補助 | 対象：愛知県地域防災計画に掲載された民間の避難所、救急病院、救急診療所<br>補助割合：国 1/3 県 1/6 市町村 1/6 | 住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱等 |

## (2) 耐震改修に係る税制上の優遇措置

平成 18 年度の税制改正において、①既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除、②既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置、③事業用建築物の耐震改修をした場合の特別償却が「住宅等に係る耐震改修促進税制」として創設されました。

これらによって住宅・建築物の耐震改修を行った場合、一定の税制による支援が受けられるようになっています。このため本村は、愛知県と協力しながら、村民等がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化促進を図ります。

表 住宅・建築物に係る耐震改修促進税制の概要

| 区 分               |         | 概 要                                                                                                                                                                                                               |
|-------------------|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅に係る耐震改修促進税制     | 所得税     | 個人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までに、一定区域内（注）において、旧耐震基準（昭和 56 年 5 月 31 日以前の耐震基準）により建築された住宅の耐震改修を行った場合、当該耐震改修に要した費用の 10%相当額（上限 20 万円）を所得税額から控除する。<br>※注 住宅耐震改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域内<br>・「耐震改修促進法」による耐震改修促進計画 |
|                   | 固定資産税   | 昭和 57 年 1 月 1 日以前から所在する住宅について、一定の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額（120 ㎡相当分まで）を以下のとおり減額する。<br>① 平成 18～21 年に耐震改修が完了した場合：3 年間 1/2 に減額<br>② 平成 22～24 年に耐震改修が完了した場合：2 年間 1/2 に減額<br>③ 平成 25～27 年に耐震改修が完了した場合：1 年間 1/2 に減額      |
| 事業用建築物に係る耐震改修促進税制 | 所得税・法人税 | 事業者が、平成 18 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日（延長の可能性あり）までに、耐震改修促進法第 6 条の特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、同法の認定計画に基づく耐震改修を行った場合で、当該特定建築物につき耐震改修に係る所管行政庁の指示を受けていないものを対象として、耐震改修に要した費用の 10%の特別償却ができる。       |

### 3. 耐震化のためのその他支援

#### (1) 低コスト耐震化工法の普及

本村では愛知県と協調し、住宅の耐震診断事業を行っています。しかし、民間住宅の耐震改修に要する費用は、平均で 174 万円（「愛知県建築物耐震改修促進計画」より）であり、改修費補助を受けても所有者等の自己負担は 100 万円を超えている状況です。

住宅や建築物の耐震改修を促進するためにはその所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが重要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

こうしたなか、名古屋大学・名古屋工業大学・豊橋技術科学大学や、愛知県、名古屋市、建築関係団体等により、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」が設立されています。

この協議会では、低コスト高耐震化工法の開発や耐震補強効果実証実験などに取り組み、木造戸建て住宅や共同住宅、学校建築等に活用できるよう研究・開発し、また、これらの技術を広く普及することを目指しています。

その協議会の活動として、住宅の耐震補強技術コンペ等を行い、耐震補強効果が定量的に確認できるものについては、協議会として「民間木造住宅耐震改修費補助事業」の対象工法として取り扱われるよう推薦することとされています。

愛知県では、これらの成果を受けて今後補助対象工法として認定し、PR・普及を図り、低コストの耐震化を推進し、住宅の所有者がより容易に取り組めるように図っていくとされています。本村においても、こうした低コストで耐震化できる工法について普及に努め、耐震化の促進を図ります。

#### (2) 耐震改修の認定体制の整備

耐震改修促進法第 8 条に基づく耐震改修計画の認定（計画認定を受けた建築物については、既存不適格建築物への救済措置や、融資・税制などの優遇措置を受けることが可能）については、所管行政庁が適切かつ速やかに行う必要があります。一方、今後は本計画の周知に伴い所有者の意識が向上し、耐震改修計画の認定申請が数多く出されることが想定されます。

本村を所管する所管行政庁である愛知県では、そのような状況の変化に備えて、多様な建築物についての耐震診断の審査や耐震改修計画の評定の技術水準を確保し、耐震改修計画の迅速な認定に繋げるため、建築構造専門家の協力を得て地域の総力を挙げ、耐震診断の審査や耐震改修計画を評定する体制を整備するとしています。

本村としては、耐震改修計画の認定が円滑に行われるよう愛知県と協力していきます。

## 4. 地域における耐震化の取り組みの促進

耐震化を進めるためには、住宅・建築物の所有者等に自主的・積極的に取り組んでいただく必要がありますが、所有者等による個別の対応ではなかなか進まないことが予想されます。一方で、地域が連携して耐震化に取り組むことは様々なメリットがあり、効率的・効果的に耐震化を進めていくことが可能と考えられます。

### ■地域主体で耐震化に取り組むメリット

- 個人で耐震化を行う場合は不安も多く、なかなか耐震化に踏み切ることができない場合も多いですが、地域住民が話し合うことにより、耐震化の取り組みに共通認識が生まれるとともに、様々な不安に対して相談ができる環境が整います。
- 地域内の専門家（建築士や建築業者）を交えて、地域ぐるみで耐震化の話し合いを行うことにより、地域の耐震化の問題を幅広く、専門家に話し合う環境が整います。
- 地域の住民同士が共同で取り組んでもらうことにより、地域全体の耐震化を一体的に進めることが可能となり、避難路の安全性確保や、地域全体の防災性向上などが効率的に実現できます。
- 耐震改修以外の地域の課題についても併せて話し合いを行うことから、安全・安心なまちづくりを総合的に推進できます。

このため、本計画で掲げる耐震化目標の達成に向け、地域の防災意識の高揚を図るとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念に基づく、自治会、自主防災組織等の地域主体の活動の活性化を促進・支援していきます。

⇒このようなことは、地震による被害が大きくなることが予想される地域において実施し、重点的に耐震化を図っていくことで、全体としての被害をより軽減させることにつながるものと考えられます。

## 第5章 計画達成に向けて

本計画において、特に耐震化を促進することが重要と位置づけている公共建築物については、進捗状況を定期的に確認しながら取り組みます。

また、住宅については、各年度の耐震診断や耐震改修の実績、除却・建替えの状況等を把握し、各種統計情報を分析しながら、進捗状況の確認を行います。

民間が所有する建築物に関しては、所管行政庁である愛知県が特定建築物台帳等により状況を把握し、指導等を行いながら耐震化の促進を図っていくこととなりますが、本村もこれにあたって必要となる協力をしていきます。

なお、これらの進捗状況の確認については、愛知県では、所管行政庁や市町村及び公共施設管理者等との連絡・協議体制を利用して年度毎に行うものとされています。特に、計画の中間年である平成24年度には進捗状況の確認を行うとともに、他の関連計画や統計調査等との照査を行い、計画の目標や指導の方針を検討し、必要に応じて適切に見直したうえで耐震化の促進を図ることとされています。

本村においても、これと併せて進捗状況の確認を行い、必要に応じて本計画の見直し等を行っていきます。